

下和泉小学校 いじめ防止基本方針

令和5年2月改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（※法：いじめ防止対策推進法）

② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所（＝だれもが安心して生活できる場）としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるにとらえる。
- ② いじめを防止するには、特定の子どものや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要があるにとらえる。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があるにとらえる。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる学校や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

組織の構成員は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・主幹教諭、必要に応じて当該児童学年主任・担任とする。

心理の専門家としてスクールカウンセラー、福祉の専門家としてSSWなど状況と必要に応じて専門家の参加を求める。

②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

学校長は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。いじめの未然防止、早期発見や事案対処、取組の検証などの取組を行う。

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめは「どの子どもにも起こりうる」という認識をすべての職員がもち、未然防止に力を入れる。

- ・一人ひとりの子どもが、異学年交流や地域も含めていろいろな人と豊かにかかわることで、健やかな心と体を育めるようにする。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実施して、対人スキルを高める。
- ・基礎基本を大切に指導の工夫や充実に努めることで、学習する楽しさを味わえる授業を推進し、自己有用感の醸成を図る。

②いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早期発見に努める。

- ・定期的なアンケートや聞き取り・いじめ防止月間の取組の実施により、子どもの実態を把握していじめやその予兆を早期に発見し対応にあたる。
- ・些細な兆候であってもいじめではないかという視点を持ち、教職員で情報共有をして早い段階から的確に関わりをもつ。いじめを積極的に認知して解消に向けて取り組む。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談の実施やSSW等外部機関との連携を行いながら早期に対処していく。
- ・いじめを含む児童指導や特別支援教育などについての理解を深める研修を実施し、いじめ防止・対応に向けたスキルや専門性を高める。

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織

的な対応につなげる。

- ・教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず「学校いじめ防止対策委員会」に速やかに報告して対応にあたる。「学校いじめ防止対策委員会」では、学校の組織的な対応方針を決定し、適切な措置をとる。
- ・被害児童を守り通すとともに、児童の事情や心情に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては教育的配慮とともに、毅然とした態度で指導する。再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の事情や心情に合わせた継続的な指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラーやSSWなどの心理・福祉の外部機関との連携を図ったり、被害児童・保護者の意向にも配慮しつつ警察への相談・連携を図ったりする。

④いじめの解消

被害児童ケアと共に加害児童への指導支援を継続的に行い、保護者との連携を図る。

- <いじめ解消の要件> ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等の研修

本校において、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。教職員の人権意識の向上やいじめ防止、人間関係にかかわる指導法などの研修を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

保護者・地域と一緒に課題を解決するために、「まち」とともに歩む学校づくり懇談会、中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用する。いじめの問題や学校が抱える課題を共有し、連携・協働して取り組む。

⑦年間計画

4月	いじめ防止対策委員会発足(毎月・随時) いじめの定義・児童理解研修 新旧担任による児童の引継ぎ 横浜プログラム年間プログラム提示
5月	配慮を要する児童の情報交換 人権アンケート実施①
6月	生活アンケート実施① YPアセスメント実施① 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 情報交換
7月	携帯インターネットの安全及び情報モラル教育 横浜こども会議(中学校ブロック) 特別支援教育研修・児童理解研修
8月	横浜こども会議(泉区)
10月	生活アンケート実施① 人権移動教室
11月	YPアセスメント実施②
12月	人権アンケート実施② いじめ解決一斉キャンペーン(防止月間)
1月	生活アンケート実施
2月	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 情報交換
3月	年間ふりかえり及び次年度年間計画策定 配慮児童引継ぎ準備
年間	いじめ防止対策委員会(毎月・随時) 学校説明会、PTA役員会、地域への情報発信 児童指導部・職員会議での情報共有 毎週第一水曜日横浜プログラム実施 横浜プログラム実施報告・ふりかえり 人権・いじめ・傾聴研修の実施

4. 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍している児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍している児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。「学校いじめ防止対策委員会」が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6. 参考資料

- ①「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- ②「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）